

第79回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2023年6月27日（火曜日）

午前10時



場所

一般社団法人クラブ関西

2階ホール

大阪市北区堂島浜一丁目3番11号

株主の皆様へのお願い

株主総会当日のご来場につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況や、株主の皆様のご体調をお確かめのうえ、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主様間の公平性を勘案し、株主総会ご出席の株主様へのお土産は、取り止めとさせていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知は、電子提供措置事項を記載した書面であり
ます。書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様には、
一律に本招集ご通知をお送りしております。

目次

■ 第79回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 取締役11名選任の件	5
第2号議案 監査役1名選任の件	17
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	19
■ 事業報告	21
■ 連結計算書類	48
■ 監査報告書	51
■ 計算書類	54
■ 監査報告書	57

株主各位

大阪市北区堂島浜一丁目4番16号

共英製鋼株式会社

代表取締役社長 廣 富 靖 以

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.kyoeisteel.co.jp/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/5440/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「共英製鋼」または「コード」に当社証券コード「5440」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って、2023年6月26日（月曜日）午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時

2 場 所 大阪市北区堂島浜一丁目3番11号
一般社団法人クラブ関西 2階ホール
 （末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

3 目的事項	報告事項	1. 第79期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第79期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第1号議案 取締役11名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について前述のインターネット上の各ウェブサイトへアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
 なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
 従いまして、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合につきましては、前述のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席されない場合

インターネット等による 議決権行使

※詳しくは4ページをご参照



下記の行使期限までに当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にて議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日(月曜日)
午後5時40分 受付分まで

書面（郵送）による 議決権行使



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、下記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

2023年6月26日(月曜日)
午後5時40分 到着分まで

株主総会にご出席される場合

株主総会会場での 議決権行使



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
お手数ですが、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2023年6月27日(火曜日)
午前10時

議決権のお取り扱いについて

- インターネット等と書面（郵送）による方法の双方で議決権を重複して行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）は任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名増員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席率 (出席回数)
1	高島 秀一郎 再任	代表取締役会長	100% (17回/17回)
2	廣富 靖以 再任	代表取締役社長	100% (17回/17回)
3	坂本 尚吾 再任	取締役専務執行役員 山口事業所長	100% (17回/17回)
4	国丸 洋 再任	取締役常務執行役員 本社経営企画部・経理部担当	100% (17回/17回)
5	北田 正宏 再任	取締役常務執行役員 本社海外事業部付米国共英製鋼会社出向 (同社社長兼ピントン・スチール社取締役社長) 兼アルタ・スチール社出向 (同社取締役会長) 兼キョウエイカナダ・インベストメント出向 (同代表)	100% (17回/17回)
6	川井 健司 再任	取締役上席執行役員 枚方事業所長	100% (17回/17回)
7	山尾 哲也 再任 社外 独立	社外取締役	100% (17回/17回)
8	川邊 辰也 再任 社外 独立	社外取締役	100% (17回/17回)
9	山本 竹彦 再任 社外 独立	社外取締役	100% (17回/17回)
10	船戸 貴美子 再任 社外 独立	社外取締役	100% (17回/17回)
11	横山 政美 新任	上席執行役員 本社生産企画部・環境リサイクル部担当	—

候補者番号 たかしまひでいちろう

1 高島秀一郎 (1958年1月26日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 3月	当社入社
1990年 3月	当社取締役
1991年 4月	当社常務取締役
1992年 6月	当社専務取締役
1993年 6月	当社取締役副社長
1993年10月	当社代表取締役副社長
1995年 6月	当社代表取締役社長兼COO
2007年 6月	当社代表取締役副会長
2010年 6月	当社代表取締役会長 (現任)

選任理由

高島秀一郎氏を引き続き取締役候補者とした理由は、同氏は1993年から現在に至るまで当社の代表取締役を務め、この期間を通じて当社の発展をリードしてきたこと、またこのような長年の経営者としての経験、識見から、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためであります。

所有する当社の株式数

4,347,460株

候補者番号 ひろとみやすゆき

2 廣富靖以 (1954年6月15日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4月	(株)大和銀行 (現(株)りそな銀行) 入行
2003年10月	同行執行役
2005年 6月	同行常務執行役員大阪営業部長兼大阪中央営業部長
2008年 6月	同行取締役兼専務執行役員
2009年 6月	同行代表取締役副社長兼執行役員
2014年 4月	当社入社
2014年 6月	当社取締役副社長執行役員社長補佐
2017年 6月	(株)イチネンホールディングス社外取締役 (現任)
2017年10月	当社取締役副社長執行役員社長補佐兼本社経営企画部担当
2018年 6月	当社代表取締役社長 (現任)

選任理由

廣富靖以氏を引き続き取締役候補者とした理由は、同氏は(株)りそな銀行において経営者としての豊富な経験を有しており、またその高い識見から当社グループの経営陣としてリーダーシップを発揮するとともに、経営全般に対する監督を適切に行っていることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためであります。

所有する当社の株式数

12,700株

〈重要な兼職の状況〉

(株)イチネンホールディングス社外取締役

候補者番号

さかもとしょうご

3 坂本尚吾 (1958年11月26日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1999年 4月 当社入社
- 2012年 6月 当社山口事業所営業部長
- 2014年 6月 当社執行役員山口事業所副事業所長兼営業部長
- 2017年 6月 当社取締役執行役員山口事業所副事業所長兼営業部長
- 2018年 1月 当社取締役執行役員本社営業企画部長兼山口事業所副事業所長
- 2018年 6月 当社取締役常務執行役員本社営業企画部長
- 2019年 6月 当社取締役常務執行役員本社営業企画部担当兼営業企画部長
- 2020年 4月 当社取締役常務執行役員本社営業企画部担当
- 2020年 6月 当社取締役常務執行役員山口事業所長
- 2021年 6月 当社取締役専務執行役員山口事業所長 (現任)

選任理由

坂本尚吾氏を引き続き取締役候補者とした理由は、同氏は営業部門や事業所長としての長年の経験を通じ、事業運営全般に関する広範で深い知識、知見を有しており、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためであります。

所有する当社の
株式数

3,500株

候補者番号

くにまる ひろし

4 国丸 洋 (1962年7月21日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年 4月 (株)大和銀行 (現(株)りそな銀行) 入行
- 2003年 6月 同行島本支店長
- 2006年 3月 同行南森町支店長
- 2010年 7月 同行上六支店 支店統括部長
- 2012年 4月 同行船場支店 支店統括部長
- 2014年 4月 同行審査部長
- 2016年 5月 当社入社
- 2017年 6月 当社執行役員本社経理部担当役員補佐
兼経営企画部長
- 2018年 6月 当社上席執行役員本社経営企画部・
経理部・情報システム部担当兼経営
企画部長
- 2018年 6月 (株)ケイ・ワイコーポレーション (現
(株)吉年) 代表取締役社長
- 2019年 6月 当社上席執行役員本社経営企画部・
経理部・海外事業部担当
- 2020年 6月 当社取締役上席執行役員本社経営企
画部・経理部・海外事業部担当
- 2021年 3月 ベトナム・イタリー・スチール社取
締役会長 (非常勤)
- 2021年 6月 当社取締役常務執行役員本社経営企
画部・経理部・海外事業部担当
- 2022年 6月 当社取締役常務執行役員本社経営企
画部・経理部担当 (現任)

選任理由

国丸 洋氏を引き続き取締役候補者と
した理由は、同氏は経営企画・経理・
海外事業など、管理部門全般に関する
広範で深い知識、知見を有しており、
持続的な企業価値向上の実現のために
適切な人材と判断したためでありま
す。

所有する当社の
株式数

1,700株

候補者番号 きただまさひろ

5 北田正宏 (1958年12月1日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1991年10月 当社入社
2010年4月 当社本社経理部長
2014年10月 当社執行役員本社経理部長兼海外事業部長
2016年12月 当社執行役員本社海外事業部担当役員補佐兼海外事業部付米国共英製鋼会社出向（同社社長兼ビントン・スチール社社長）
2019年6月 当社上席執行役員本社海外事業部付米国共英製鋼会社出向（同社社長兼ビントン・スチール社社長）
2020年3月 当社上席執行役員本社海外事業部付米国共英製鋼会社出向（同社社長兼ビントン・スチール社社長）兼アルタ・スチール社出向（同社取締役社長）兼キョウエイカナダ・インベストメント出向（同代表）
2020年6月 当社取締役上席執行役員本社海外事業部付米国共英製鋼会社出向（同社社長兼ビントン・スチール社社長）兼アルタ・スチール社出向（同社取締役社長）兼キョウエイカナダ・インベストメント出向（同代表）
2022年6月 当社取締役常務執行役員本社海外事業部付米国共英製鋼会社出向（同社社長兼ビントン・スチール社取締役社長）兼アルタ・スチール社出向（同社取締役会長）兼キョウエイカナダ・インベストメント出向（同代表）（現任）

〈重要な兼職の状況〉

米国共英製鋼会社社長
ビントン・スチール社取締役社長
アルタ・スチール社取締役会長
キョウエイカナダ・インベストメント代表

選任理由

北田正宏氏を引き続き取締役候補者とした理由は、同氏は当社の海外事業分野に長く携わり、海外現地法人における経営者としての経験等を通じて深い知識と高い識見を有しており、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためであります。

所有する当社の
株式数

270株

候補者番号

かわいけんじ

6 川井健司 (1959年5月31日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 3 月	当社入社
2011年 6 月	当社枚方事業所営業部長
2014年10月	当社執行役員枚方事業所営業部長兼本社営業企画部長
2016年 4 月	当社執行役員枚方事業所副事業所長兼営業部長
2018年 4 月	当社執行役員名古屋事業所副事業所長兼営業部長
2020年 6 月	当社上席執行役員本社営業企画部担当兼名古屋事業所副事業所長・物流購買部長
2021年 6 月	当社取締役上席執行役員本社営業企画部担当兼枚方事業所長
2022年 6 月	当社取締役上席執行役員枚方事業所長（現任）

選任理由

川井健司氏を引き続き取締役候補者とした理由は、同氏は営業部門における長年の経験を通じ、営業全般に関する広範で深い知識、知見を有しており、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためであります。

所有する当社の
株式数

4,493株

候補者番号

やま お て つ や

7 山尾哲也 (1951年9月22日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月 弁護士登録 阪神法律事務所入所
1991年 4 月 弁護士 とさわ総合法律事務所設立
2004年 4 月 弁護士 山尾法律事務所設立
2015年 9 月 弁護士 梅田新道法律事務所パートナー
(現任)
2016年 3 月 (株)サイプレスクラブ社外監査役
2016年 6 月 当社取締役 (現任)

〈重要な兼職の状況〉

弁護士 梅田新道法律事務所パートナー

再任

社外

独立役員

選任理由および期待される役割の概要

山尾哲也氏を引き続き社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての長年の豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有していることから、専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言をいただくことを期待したためであります。また同氏が選任された場合は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬等検討委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。なお同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

所有する当社の
株 式 数

0株

再任

社外

独立役員

候補者番号

かわべ たつ や

8 川邊辰也 (1952年6月6日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4月	関西電力(株)入社
2006年 6月	同社地域共生・広報室長
2007年 6月	同社執行役員地域共生・広報室長
2009年 5月	同社執行役員 社団法人関西経済連合会常務理事・事務局長
2009年 6月	同社常務執行役員 社団法人関西経済連合会常務理事・事務局長
2011年 5月	同社常務執行役員 公益社団法人関西経済連合会専務理事
2011年 6月	同社取締役 公益社団法人関西経済連合会専務理事
2015年 6月	一般財団法人関西電気保安協会理事長
2019年 6月	当社取締役 (現任)
2021年 6月	(株)原子力安全システム研究所取締役社長・所長 (現任)

〈重要な兼職の状況〉

(株)原子力安全システム研究所取締役社長・所長

選任理由および期待される役割の概要

川邊辰也氏を引き続き社外取締役候補者とした理由は、同氏は関西電力(株)の取締役としての経験等を通じ、深い知識と高い識見を有していることから、経営の監督や経営全般への助言をいただくことを期待したためであります。また同氏が選任された場合は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬等検討委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定であります。

所有する当社の
株式数

0株

候補者番号 やまもとたけひこ

9 山本竹彦 (1952年9月29日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 4月	大阪商船三井船舶(株) (現(株)商船三井) 入社
2002年 6月	同社関連事業部長
2003年 6月	同社グループ事業部長
2005年 6月	同社執行役員グループ事業部、関西地区担当 ダイビル(株)取締役
2007年 6月	(株)商船三井常務執行役員グループ事業部、関西地区担当
2009年 6月	同社取締役専務執行役員グループ事業部、関西地区担当
2010年 6月	ダイビル(株)代表取締役副社長執行役員
2011年 6月	同社代表取締役社長執行役員
2016年 4月	同社代表取締役会長
2019年 4月	同社取締役会長
2019年 6月	同社顧問
2020年 6月	当社取締役 (現任)
2020年 7月	ダイビル(株)シニアフェロー

再任

社外

独立役員

選任理由および期待される役割の概要

山本竹彦氏を引き続き社外取締役候補者とした理由は、同氏は(株)商船三井およびダイビル(株)の取締役としての経験等を通じ、深い知識と高い識見を有していることから、経営の監督や経営全般への助言をいただくことを期待したためであります。また同氏が選任された場合は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬等検討委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定であります。

所有する当社の
株式数

1,000株

候補者番号

ふなと き み こ

10 船戸貴美子 (1969年3月5日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1991年 4 月 (株)住友銀行 (現株)三井住友銀行 入行
 1998年 4 月 弁護士登録 アイマン総合法律事務所入所 (現任)
 2021年 6 月 当社取締役 (現任)

〈重要な兼職の状況〉

弁護士 アイマン総合法律事務所

選任理由および期待される役割の概要

船戸貴美子氏を引き続き社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての長年の豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有していることから、専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言をいただくことを期待したためであります。また同氏が選任された場合は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬等検討委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定であります。なお同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

所有する当社の
株 式 数

0株

11 横山政美 (1965年1月4日生)

新任

社外

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 1 月	当社入社
2012年 6 月	当社山口事業所製造部長
2016年 6 月	当社執行役員本社生産企画部長
2017年 6 月	当社執行役員枚方事業所副事業所長
2017年11月	当社執行役員枚方事業所副事業所長兼製造部長
2019年 6 月	当社上席執行役員本社生産企画部・環境リサイクル部・開発部担当
2020年 4 月	当社上席執行役員本社生産企画部・環境リサイクル部担当 (現任)

選任理由

横山政美氏を新たに取締役候補者とした理由は、同氏は製造部門における長年の経験を通じ、製造技術や品質管理など製造全般に関する広範で深い知識、知見を有しており、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためであります。

所有する当社の
株式数

3,631株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山尾哲也氏、川邊辰也氏、山本竹彦氏および船戸貴美子氏は、社外取締役候補者であります。当社は4氏を東京証券取引所の規則等に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお4氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 山尾哲也氏、川邊辰也氏、山本竹彦氏および船戸貴美子氏は、現在、当社の社外取締役であります。4氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって山尾哲也氏が7年、川邊辰也氏が4年、山本竹彦氏が3年、船戸貴美子氏が2年となります。
4. 各社外取締役候補者の社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要については、「選任理由および期待される役割の概要」に記載のとおりであります。
5. 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約について
当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当社は山尾哲也氏、川邊辰也氏、山本竹彦氏および船戸貴美子氏と当該契約を締結しており、4氏の再任が承認された場合、4氏との間で当該契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- (1)取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって、当社に対し損害賠償責任を負う場合は、法令の定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- (2)上記の責任限定契約が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。（但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。）各候補者が取締役に再任または選任された場合には、各氏は当該契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役候補者のスキルマトリックス

当社の取締役会が意思決定機能および監督機能を適切に発揮するために、各取締役候補者が有する知識・経験・能力等のうち、特に期待する分野は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	知識・経験・能力等							
		企業経営	事業戦略・環境経営	製造・技術・開発・品質管理	営業・マーケティング	財務・会計・ファイナンス	法務・リスクマネジメント	国際性・海外ビジネス	人事・労務・人権・人材開発
1	たかしま ひでいちろう 高島 秀一郎	○	○	○	○			○	
2	ひろ とみ やす ゆき 廣富 靖以	○	○		○	○		○	○
3	さかもと しょうご 坂本 尚吾	○	○	○	○				○
4	くに まる ひろし 国丸 洋	○	○		○	○		○	○
5	きた だ まさひろ 北田 正宏	○	○			○		○	○
6	かわい けんじ 川井 健司		○	○	○				○
7	やま お てつ や 山尾 哲也		○	○			○		
8	かわ べ たつ や 川邊 辰也	○	○						
9	やま もと たけ ひこ 山本 竹彦	○	○					○	
10	ふなと きみこ 船戸 貴美子						○		○
11	よこ やま まさ み 横山 政美		○	○				○	

第2号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 宗岡 徹氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

むねおか とおる
宗岡 徹 (1957年6月27日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位および重要な兼職の状況

1984年 9月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1988年 2月 公認会計士登録
1990年 9月 (株)日本興業銀行（現(株)みずほ銀行）入行
2003年 4月 ソニー(株)（現ソニーグループ(株)）入社
2006年 4月 関西大学大学院会計研究科教授（現任）
2011年 3月 (株)ディー・ディー・エス社外監査役
2016年 1月 泉州電業(株)社外取締役（現任）
2019年 1月 当社仮監査役
2019年 6月 当社監査役（現任）

〈重要な兼職の状況〉

公認会計士
関西大学大学院会計研究科教授
泉州電業(株)社外取締役

選任理由

宗岡 徹氏を引き続き社外監査役候補者とした理由は、同氏は公認会計士および大学教授としての専門知識と幅広い経験を有していることから、それらを社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。なお同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

所有する当社の
株式数

0株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宗岡 徹氏は、社外監査役候補者であります。当社は同氏を東京証券取引所の規則等に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 宗岡 徹氏は、現在、当社の社外監査役であります。同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年6ヵ月となります。
4. 社外監査役候補者の社外監査役候補者とした理由については、「選任理由」に記載のとおりであります。

5. 監査役との責任限定契約について

当社は、監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当社は宗岡 徹氏と当該契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

(1)監査役が任務を怠ったことによって、当社に対し損害賠償責任を負う場合は、法令の定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

(2)上記の責任限定契約が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

6. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。（但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。）宗岡 徹氏が監査役に再任された場合には、同氏は当該契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

本總會開始の時をもって、2019年6月25日開催の第75回定時株主總會において補欠監査役に選任されました竹内洋平氏の選任の効力が失効いたしますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

たけうちようへい

竹内洋平

(1981年9月21日生)

社外

独立役員

略歴、地位および重要な兼職の状況

2008年12月	あらた監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）入所
2013年8月	公認会計士登録
2013年8月	竹内洋平公認会計士事務所開設 ふじ総合法律会計事務所参画（現任）
2014年1月	税理士登録
2023年4月	磯じまん(株)社外監査役（現任）

〈重要な兼職の状況〉

公認会計士・税理士 竹内洋平公認会計士事務所、
ふじ総合法律会計事務所参画
磯じまん(株)社外監査役

選任理由

竹内洋平氏を補欠監査役（社外監査役）候補者とした理由は、同氏は公認会計士・税理士としての専門的な知識と幅広い経験を有していることから、それらを社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。なお同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

所有する当社の
株式数

0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹内洋平氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の規則等に定める独立役員とする予定であります。
3. 補欠監査役（社外監査役）候補者の補欠監査役（社外監査役）候補者とした理由については、「選任理由」に記載のとおりであります。
4. 監査役との責任限定契約について
当社は、監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。竹内洋平氏が監査役に就任した場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- (1) 監査役が任務を怠ったことによって、当社に対し損害賠償責任を負う場合は、法令の定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

- (2)上記の責任限定契約が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。（但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。）竹内洋平氏が監査役に就任した場合には、同氏は当該契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における日本経済は、ウィズコロナの状況下で各種政策の効果により、個人消費や設備投資が増加基調で推移するなど、景気は緩やかに持ち直していきました。しかしながら、世界経済は、ロシアのウクライナ侵攻などに起因する物価上昇や供給面での制約、世界的な金融引き締めや金融資本市場の変動、中国経済の低迷などにより、依然として景気の下振れリスクを抱えて推移しました。

こうした中、当連結会計年度における当社グループの連結売上高は前期対比62,996百万円（21.5%）増収の355,715百万円、連結営業利益は同6,000百万円（68.0%）増益の14,819百万円、連結経常利益は同4,122百万円（39.1%）増益の14,671百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、同6,785百万円（107.3%）増益の13,108百万円となりました。

なお、3月17日に公表しましたとおり、当連結会計年度において、連結子会社であるベトナム・イタリー・スチール社に係る特別損失（減損損失）1,068百万円を計上するとともに、当社個別決算において計上した関係会社株式評価損について、過年度分も含め税務上損金算入しています。

セグメント別の業績は以下のとおりです。

①国内鉄鋼事業

当事業部門については、建設資材価格の高騰による建設コストの上昇などを受け需要は弱基調で推移し、製品出荷量は前期対比3.6万トン減の154.5万トンとなりました。鉄スクラップ価格は前期対比1.3千円（2.4%）上昇しましたが、製品の値上げが浸透し製品価格は前期対比19.3千円（23.4%）上昇したため、売買価格差は18.0千円（60.3%）拡大しました。

以上の結果、売上高は前期対比24,623百万円（19.1%）増収の153,581百万円、営業利益は同12,096百万円（461.4%）増益の14,717百万円となりました。

②海外鉄鋼事業

当事業部門については、ベトナムおよび北米（米国・カナダ）にて鉄鋼事業を展開しており、いずれも決算期は12月です。

ベトナムにおいては、利上げや大手不動産開発業者の不正事案に起因した不動産業向け貸出規制の強化により、個人住宅需要が冷え込み、また、プロジェクト案件の先送りや中断が相次いだことから厳しい事業環境となりました。実需の低迷により製品出荷量が減少し、競合とのシェア争いによる販売価格の低迷や減産に伴う固定費負担の増加などによって、大きな赤字となりました。

北米においては、利上げなどのインフレ抑制策によって景況感はやや減速傾向にありましたが、インフラ投資や民間投資、個人消費が引き続き堅調に推移し、旺盛な需要が継続しました。電力費や燃料費など製造コストの上昇があったものの、製品価格が高水準で推移したことで売買価格差が拡大し、業績は好調に推移しました。

以上の結果、売上高は前期対比37,594百万円（24.7%）増収の189,603百万円、営業損益は674百万円（前期は5,233百万円の営業利益）の損失となりました。

③環境リサイクル事業

当事業部門については、新型コロナウイルス感染症関連の医療廃棄物処理案件を引き続き獲得しましたが、燃料価格などの上昇により、売上高は前期対比357百万円（4.9%）増収の7,645百万円、営業利益は同406百万円（19.9%）減益の1,638百万円となりました。

④その他の事業

当事業部門については、ベトナムでの港湾事業や国内およびベトナムでの鋳物事業などを行っております。売上高は前期対比421百万円（9.4%）増収の4,886百万円となり、営業損益は72百万円（前期は50百万円の営業利益）の損失となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、当社グループにおいて総額9,332百万円実施しました。内訳は以下のとおりです。

国内鉄鋼事業においては、既存鉄鋼製造設備の維持更新や、厚生棟の建替えなど生産拠点の職場環境整備等を中心に、4,086百万円実施しました。

海外鉄鋼事業においては、生産拠点の維持更新や合理化を目的とした生産設備更新を中心に、4,629百万円実施しました。

環境リサイクル事業においては、産業廃棄物処理設備の維持更新等を中心に、109百万円実施しました。

その他の事業においては、国内鋳物事業の製造設備の維持更新やベトナムにおける港湾設備の整備等を中心に、90百万円実施しました。

また、新たな営業受注システムの構築やグループ内ネットワーク整備など全社共通資産への設備投資として、419百万円実施しました。

(3) 資金調達の状況

当社グループにおいて、設備投資や運転資金として89,537百万円の借入を行っています。

また当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関6行との間に、総額18,500百万円の当座貸越契約およびコミットメントライン契約を締結しています。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高はありません。

(4) 他の会社の株式等の取得の状況

当社は、2022年5月9日に、ベトナム北部の連結子会社であるベトナム・イタリー・スチール社の株式の24.2%を追加取得いたしました。これにより、同社への当社の出資比率は98.0%となりました。

(5) 対処すべき課題

①会社の経営の基本方針

当社グループは、鉄鋼事業を中核とした資源循環型事業を通じて社会と共生し、日本経済と地域社会の発展に貢献することを経営理念に定めています。この理念の実現を目指し、安全とコンプライアンスを徹底すること、進取と変革に挑戦する企業風土を醸成すること、メーカーの原点である現場重視の経営体制を構築することを行動指針とし、グループ一丸となって取り組んでいます。

②中長期的な会社の経営戦略等

当社は創業以来「鉄づくりを通じて社会に貢献する」ことを基本理念として、業容を拡大させてきました。当社グループの中核である電炉事業は、鉄スクラップを再び製品として社会に送り出す資源循環型事業であり、持続可能な社会の実現に貢献しうる存在です。当社は「100年企業」に向け、創業の精神である“Spirit of Challenge”という経営理念の下、「世界のインフラづくりや地球の環境保全に貢献する企業」「すべてのステークホルダーに貢献する企業」「安全で働きやすい職場づくりを進める企業」「コンプライアンスや品質を重視する信頼性の高い企業」をありたい姿とし、社会の発展と地球環境との調和に貢献する「エッセンシャル・カンパニー」を目指します。

この目標に向かって、2021年4月、中期経営計画「NeXuS 2023」（以下「本中期計画」といいます。）を策定・公表しました。本中期計画のスローガンとして「地球と共存 世界へ未来へつながる共英製鋼グループ」を掲げます。

本中期計画のタイトルに用いている英単語“nexus”は、「つながり・連携」という意であり、次の3つの意味を持たせています。

- ① 「グループ内をつなぐ力」 ▶ グループ総合力の強化
- ② 「外部とつなぐ力」 ▶ 外部との連携強化
- ③ 「次代につなぐ力」 ▶ 見えざる価値の向上

1つ目は、国内外の拠点間、各拠点と本社などがより一層連携し、グループ総合力を強化する「グループ内をつなぐ力」、2つ目は、他社との連携や共同研究、産学連携により技術の飛躍を目指す「外部とつなぐ力」、3つ目は、「100年企業」実現のため、企業イメージやブランド、社員の意識、組織風土など企業の「見えざる価値」を向上させる「次代につなぐ力」です。この3つの力の強化を目指します。

イ. 本中期計画における定量目標

本中期計画の最終年度である2023年度の定量目標・KPI（重要業績評価指標）は次のとおりです。

連結売上高	2,900億円
連結経常利益	180億円
出荷量	400万トン（国内170万トン・海外230万トン）
ROE	7%以上
ROS	6%以上
自己資本比率	50%以上
ネットDEレシオ	0.25倍以下
配当性向	30%程度（1株当たり下限配当額30円）

- ・ 設備投資・事業投資額については、維持更新投資のほか、増産・増販や新規事業開拓に向けての戦略投資、CO₂削減に向けた環境投資などを中心に、2021年度から2023年度の3年間で600億円の実施を計画しております。
- ・ CO₂排出量について、国内生産拠点（当社および関東スチール株式会社）において、2030年度に2013年度対比50%削減することを目標といたします。

ロ. 重点方針

前中期計画の成果や外部環境等を踏まえ、本中期計画の重点方針を次のとおりとしております。

<事業の成長に向けた取り組み>

(1) 海外鉄鋼事業の収益力強化と成長拡大の準備

海外鉄鋼事業の収益力強化は喫緊の課題です。国内との連携強化による技術水準の向上、設備改善等により、コスト削減、生産性の向上を進め、ベトナム・北米両エリアで安定的収益を確保するとともに、設備能力増強等により、出荷量230万トン体制の構築を目指します。その上で、グローバル・ニッチ戦略の下、将来の規模拡大に向けた準備を行います。

(2) 国内鉄鋼事業の競争力強化と将来を見据えた設備更新

引き続き、コスト削減や営業力向上など競争力強化に努めるとともに、当社グループの中核である国内鉄鋼事業の将来にわたる業容維持に向けて、国内各拠点の老朽化対応や生産性向上のための大規模設備投資の検討を進めます。また、各拠点で省力化（省エネ化）や省人化のための設備を充実し、さらなる安全・安定操業を図り、出荷量170万トン体制を維持します。

(3) 環境リサイクル事業および鉄鋼周辺事業の収益機会拡大

環境リサイクル事業については、電気炉による熔融処理は鉄鋼生産量の制約を受けるため、廃棄物処理能力の拡大は従来からの課題です。環境面に配慮した処理施設の建設やM&A等により、処理能力の拡大を図ります。一方で、信頼性の高い電気炉熔融処理の強みを活かし、今後の処理ニーズの高まりが予想される車載リチウムイオン電池や炭素繊維、社会問題となっているアスベストなど難処理廃棄物の処理を強化し、引き続き質の高いサービスを提供します。また、資源リサイクル技術の開発にも注力し、「真のリサイクル企業の実現」を目指します。

鉄鋼周辺事業については、事業領域の拡大を目指し、顧客ニーズを捉えた加工品事業や鋳物事業の積極化、新製品の開発など事業の多角化を進めます。

<ESGの取り組み・成長を支える基盤強化>

(4) カーボンニュートラル社会・資源循環型社会の実現に向けた取り組み強化

「2050年のCO₂排出量実質ゼロ」に向け、2030年度に国内生産拠点（当社および関東スチール株式会社）のCO₂排出量を2013年度対比50%削減します。具体的方策としては、製造過程におけるエネルギー単位の削減や燃料転換に取り組みます。

併せて、太陽光パネル設置の拡充、緑化事業の具体化、再エネ電力利用の検討など、CO₂削減への取り組みを強化します。また、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の提言に沿った情報開示を行います。

加えて、鉄鋼副産物のさらなる有効利用や完全リサイクルにも取り組みます。

(5) すべてのステークホルダーに貢献する取り組み強化

従業員・顧客・取引先・地域社会・株主といったすべての関係者に対し貢献する取り組みを行います。特に、企業活動、成長の源泉となる従業員に向けては、より安全で働きやすい職場環境づくりや健康増進・福利厚生向上を目指した「健康経営」に取り組めます。さらに、従業員の能力強化・人材開発を目的として、引き続き多様な人材の採用や教育・研修制度の充実を図るとともに、女性も活躍しやすい職場環境の構築や障がい者雇用の拡充にも取り組めます。

顧客や取引先に向けては、品質管理体制の強化、コンプライアンスの徹底を図り、信頼関係をより強固にしていきます。

地域社会に向けては、引き続き周辺環境への配慮とともに、寄付などによる地域社会活動への支援により、各拠点が立地する地域で信頼される企業を目指します。

株主・投資家に向けては、非財務情報を含めた情報開示の充実、積極的な対話に努めます。

(6) 経営基盤の強化

事業の成長に向けた取り組みを支える経営基盤の強化をさらに進めます。

社債発行等による資金調達が多様化、財務規律の堅持により財務基盤を強化します。また、グループ会社の経営管理体制を強化し、グループ全体でコンプライアンス教育の充実を図ります。情報セキュリティ体制およびIT監査の強化にも取り組めます。

加えて、前中期計画期間にスタートした営業業務改革システムの完成、ペーパーレス化や定例業務のRPA化、生産現場へのAI・IoT導入によるスマートファクトリー化など、デジタル化を推進します。

③次期（2023年度）の対処すべき課題

上記のとおり、当社グループは、本中期計画の下で企業価値の向上に努めておりますが、昨今の世界的なカーボンニュートラルへの流れによって鉄スクラップ価格が高止まりする中、電力費をはじめとした製造コストの上昇は避けられません。また、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、米中対立の深刻化など、世界経済の先行きが不透明な中、また、世界的に金融引き締め政策が続く中で、特にベトナムの不動産市況や建設需要の回復には、しばらく時間を要する見通しです。このような状況下、南北全拠点において量より質の営業方針で低在庫操業に努めるとともに、生産工程の徹底的な見直しによるコスト削減を図りながら、ベトナム鉄鋼事業の立て直しに注力してまいります。

地政学的リスクが複雑化する中、当社グループは、日本・ベトナム・北米で展開する「世界3極体制」をさらに進化させ、一国にビジネスを集中するのではなく、複数の国や地域で事業を展開する「グローバル・ニッチ戦略」の下、各拠点を互いに補完させながら、世界の政治経済情勢の変化に機動的に対応し、成長してまいります。

なにとぞ株主の皆様には、引き続きご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況

区分	年度	第76期	第77期	第78期	第79期
		(2020年3月期)	(2021年3月期)	(2022年3月期)	(当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高 (百万円)		239,343	226,371	292,719	355,715
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		7,978	8,788	6,322	13,108
1株当たり当期純利益 (円)		183.56	202.22	145.48	301.61
総資産 (百万円)		269,145	282,282	314,203	337,713
純資産 (百万円)		158,044	164,583	175,689	190,174
1株当たり純資産額 (円)		3,397.93	3,553.45	3,749.63	4,134.64

- (注) 1. 第76期(2020年3月期)に行われた企業結合について、第77期(2021年3月期)において暫定的な会計処理の確定を行っております。第76期(2020年3月期)については、この暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第78期(2022年3月期)の期首から適用しており、第78期(2022年3月期)以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

②当社の財産および損益の状況

区分	年度	第76期	第77期	第78期	第79期
		(2020年3月期)	(2021年3月期)	(2022年3月期)	(当事業年度) (2023年3月期)
売上高 (百万円)		103,002	94,124	118,649	139,897
当期純利益 (百万円)		10,465	3,347	2,421	6,626
1株当たり当期純利益 (円)		240.81	77.03	55.71	152.47
総資産 (百万円)		173,859	175,027	181,819	193,046
純資産 (百万円)		130,669	130,719	130,243	135,957
1株当たり純資産額 (円)		3,006.71	3,007.86	2,996.91	3,128.39

- (注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第78期(2022年3月期)の期首から適用しており、第78期(2022年3月期)以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(7) 親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
関東スチール株式会社	2,810百万円	100.0%	鋼材の製造および販売
共英産業株式会社	180	100.0	産業廃棄物の処理および再生製品の販売 鋼材の加工および販売ならびに組立工事
株式会社共英メソナ	100	100.0	産業廃棄物、医療廃棄物の収集・運搬および処分
共英リサイクル株式会社	495	61.5	産業廃棄物処理設備の操業受託および賃貸
共英加工販売株式会社	88	100.0	鋼材の加工および販売
株式会社吉年	250	100.0	鋳物製品の製造および販売
ビナ・キョウエイ・スチール社	78百万USD	45.0	鋼材の製造および販売
キョウエイ・スチール・ベトナム社	48	65.5	鋼材の製造および販売
米国共英製鋼会社	40	100.0	米国で展開する事業会社株式の保有
ビントン・スチール社	—	100.0	鋼材の製造および販売
ビントン・メタル・プロセッシング社	—	100.0	スクラップの処理
ベトナム・イタリー・スチール社	7,383億VND	98.0	鋼材の製造および販売
チー・バイ・インターナショナル・ポート社	6,171	53.7	港湾事業
ビナ・ジャパン・エンジニアリング社	1,900	67.0	鋳物製品の製造および販売
アルタ・スチール社	188百万CAD	100.0	鋼材の製造および販売
メイプル・リーフ・メタル社	—	100.0	スクラップの処理

(8) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業	事業内容
鉄鋼事業	鉄筋コンクリート用棒鋼・構造用棒鋼・形鋼・平鋼および鋼片の製造・販売ならびに鋼材加工・販売
環境リサイクル事業	産業廃棄物・医療廃棄物の収集・運搬および処分業

(9) 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

①当社

事業所名	所在地
本社	大阪市北区
枚方事業所	大阪府枚方市
山口事業所	山口県山陽小野田市
名古屋事業所	愛知県海部郡飛島村
東京事務所	東京都千代田区

②主要な子会社

会社名	事業所名	所在地
関東スチール株式会社	本社・工場	茨城県土浦市
	本社	大阪市北区
	関東支社	東京都江戸川区
	招提工場	大阪府枚方市
共英産業株式会社	名古屋工場	愛知県海部郡飛島村
	厚木工場	神奈川県厚木市
	成田工場	千葉県成田市
	中部工場	愛知県海部郡飛島村
株式会社共英メソナ	本社	大阪市西淀川区
共英リサイクル株式会社	本社・工場	山口県山陽小野田市
共英加工販売株式会社	本社・工場	山口県山陽小野田市
株式会社吉年	本社・工場	大阪府河内長野市
ビナ・キョウエイ・スチール社	本社・工場	ベトナム国バリアブントウ省
キョウエイ・スチール・ベトナム社	本社・工場	ベトナム国ニンビン省
ビントン・スチール社	本社・工場	米国テキサス州
	本社・工場	ベトナム国フンエン省
ベトナム・イタリー・スチール社	ハイフォン工場	ベトナム国ハイフォン市
	本社	ベトナム国バリアブントウ省
チー・バイ・インターナショナル・ポート社	本社	ベトナム国バリアブントウ省
ビナ・ジャパン・エンジニアリング社	本社・工場	ベトナム国ハイフォン市
アルタ・スチール社	本社・工場	カナダ国アルバータ州
メイプル・リーフ・メタル社	工場	カナダ国アルバータ州

(10) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,972名	49名減

(注) 従業員数は、当社グループ外への出向者、嘱託社員、臨時社員等を除く就業人員を表示しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
793名	15名増	40.2歳	16.2年

(注) 従業員数は、社外への出向者、嘱託社員、臨時社員等を除く就業人員を表示しております。

(11) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	20,440百万円
株式会社日本政策投資銀行	18,765
株式会社りそな銀行	15,539
株式会社三井住友銀行	12,892
株式会社みずほ銀行	12,638
ペトナム外商銀行	5,254

2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 150,300,000株
- (2) 発行済株式総数 44,898,730株 (うち自己株式1,439,755株)
- (3) 株主数 22,484名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本製鉄株式会社	11,593千株	26.7%
高島 秀一郎	4,347	10.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,275	5.2
高島 成光	2,233	5.1
三井物産株式会社	1,470	3.4
合同製鐵株式会社	1,347	3.1
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・エア・ウォーター株式会社退職給付信託口)	1,309	3.0
エア・ウォーター株式会社	1,292	3.0
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	852	2.0
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	844	1.9

(注) 1. 当社は、自己株式を1,439,755株保有しておりますが、上記大株主から除いております。

2. 持株比率は、自己株式 (1,439,755株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	高 島 秀一郎		
代表取締役社長	廣 富 靖 以		株式会社イチネンホールディングス 社外取締役
取締役・専務執行役員	坂 本 尚 吾	山口事業所長	
取締役・常務執行役員	国 丸 洋	本社経営企画部・経理部担当	
取締役・常務執行役員	北 田 正 宏	本社海外事業部付米国共英製鋼会社出向（同社社長兼ビントン・スチール社取締役社長）兼アルタ・スチール社出向（同社取締役会長）兼キョウエイカナダ・インベストメント出向（同代表）	米国共英製鋼会社社長 ビントン・スチール社取締役社長 アルタ・スチール社取締役会長 キョウエイカナダ・インベストメント代表
取締役・上席執行役員	川 井 健 司	枚方事業所長	
取 締 役	山 尾 哲 也		弁護士 梅田新道法律事務所パートナー
取 締 役	川 邊 辰 也		株式会社原子力安全システム研究所 取締役社長・所長
取 締 役	山 本 竹 彦		
取 締 役	船 戸 貴美子		弁護士 アイマン総合法律事務所
常 勤 監 査 役	前 田 豊 治		
監 査 役	市 原 修 二		
監 査 役	介 川 康 弘		日本製鉄株式会社関係会社部長 日鉄SGワイヤ株式会社監査役 合同製鉄株式会社社外監査役
監 査 役	宗 岡 徹		公認会計士 関西大学大学院会計研究科教授 泉州電業株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役 山尾哲也氏、川邊辰也氏、山本竹彦氏および船戸貴美子氏は社外取締役であります。
なお、4氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役 介川康弘氏および宗岡 徹氏は社外監査役であります。
なお、宗岡 徹氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。また、同氏は公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当事業年度中の監査役の変動
- | | | | |
|----------------------|-----|-----------|--|
| (1) 新任 <2022年6月24日付> | | | |
| | 監査役 | 介川康弘 | |
| (2) 退任 <2022年6月24日付> | | | |
| | 監査役 | 安藤雅則 (辞任) | |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役および各監査役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役・監査役および取締役でない上席執行役員・執行役員・部長であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して損害が生じた場合等には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

上記取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬等検討委員会における審議を踏まえて決議しております。

また、取締役会は、当事業年度における取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬等検討委員会における審議が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、役位別の基本報酬、自社株式取得目的報酬、業績連動報酬で構成する金銭報酬とし、経営状況や責任の度合い等を勘案の上、当社の業績および個人のパフォーマンスや成果に見合った金額の支給を方針とする。なお、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うものとする。

ロ. 基本報酬、自社株式取得目的報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、役位と職務に応じて定める月例の固定報酬とし、外部専門機関の調査等に基づき当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準等を参照して決定することとする。

また、取締役(社外取締役を除く)については、自社株式取得目的報酬として役位に応じた月例の固定報酬を支給し、各取締役は当該報酬により自社株式を毎月取得するとともに、在任中および退任後一定期間継続して保有することで、中長期的な企業価値向上への意識を高め、株主との一層の価値共有を図ることとする。

ハ. 業績連動報酬の業績指標の内容および報酬額の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役(社外取締役を除く)の業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、全社業績部分と個人業績部分により構成する。業績指標は、全社業績部分についてはグループの最終的な業績であり株主への配当原資となる親会社株主に帰属する当期純利益、個人業績部分については担当部門業績と個人別に設定した戦略目標の達成度とし、前事業年度の実績に基づき決定した報酬額を基本報酬と併せて月例で支給する。

二. 金銭報酬、業績連動報酬の額の割合の決定に関する方針

基本報酬と業績連動報酬の構成割合については定めない。

なお、直近の基本報酬と業績連動報酬の構成比率は、1：0.3～0.4程度となっている。また自社株式取得目的報酬は基本報酬の5%程度を支給する。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとする。

またその決定にあたっては、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬等検討委員会において、外部専門機関の調査等に基づく他社水準との比較検討や、業績指標に基づく個人の評価プロセス、具体的な報酬額算定方法等についてあらかじめ審議を行い、代表取締役は当該審議内容に従って決定することで、客観性、透明性を確保するものとする。

指名・報酬等検討委員会は、取締役会の決議によって選定する独立社外取締役および代表取締役で構成し、独立社外取締役が過半数を占める体制としている。

なお、役員退職慰労金については、2009年に廃止している。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	自社株式取得 目的報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	281 (29)	217 (29)	7 (-)	58 (-)	10 (4)
監査役 (うち社外監査役)	39 (7)	39 (7)	- (-)	- (-)	3 (1)
合 計 (うち社外役員)	320 (36)	256 (36)	7 (-)	58 (-)	13 (5)

- (注) 1. 上表には、役員報酬を支給していない社外監査役2名は含まれておりません。
2. 業績連動報酬に係る業績指標は、親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は6,322百万円（2022年4月28日発表の2022年3月期決算短信に基づく実績数値）であります。個人業績部分については、担当部門業績と個人別に設定した戦略目標の達成度としております。当該指標を選択した理由は、グループの最終的な業績であり株主様への配当原資となることから、株主様との価値共有を図るのに最も適していると判断したためであります。なお業績連動報酬については、前事業年度の実績に基づき決定した報酬額を、基本報酬および自社株式取得目的報酬と併せて月例で支給することとしております。
3. 取締役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第76回定時株主総会において、年額550百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち社外取締役4名）であります。
4. 監査役の報酬限度額は、1993年6月25日開催の第49回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
5. 取締役会は、代表取締役 高島秀一郎氏および廣富靖以氏に対し、各取締役の基本報酬、社外取締役を除く各取締役の自社株式取得目的報酬および担当部門の業績等を踏まえた業績連動報酬の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門の業績等について評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬等検討委員会が審議を行い、その妥当性等を確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載の各社外役員の兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地位および氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 山尾 哲也	当期開催の取締役会17回の全回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と法律知識を活かし、専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言などを行っております。また当事業年度に開催された、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬等検討委員会においては、役員的人事・報酬の審議に携わり、客観的・中立的立場から適宜必要な助言・提言を行いました。
取締役 川邊 辰也	当期開催の取締役会17回の全回に出席いたしました。他社における経営者としての豊富な経験と知見に基づき、経営の監督や経営全般への助言などの社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。また当事業年度に開催された、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬等検討委員会においては、役員的人事・報酬の審議に携わり、客観的・中立的立場から適宜必要な助言・提言を行いました。
取締役 山本 竹彦	当期開催の取締役会17回の全回に出席いたしました。他社における経営者としての豊富な経験と知見に基づき、経営の監督や経営全般への助言などの社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。また当事業年度に開催された、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬等検討委員会においては、役員的人事・報酬の審議に携わり、客観的・中立的立場から適宜必要な助言・提言を行いました。
取締役 船戸 貴美子	当期開催の取締役会17回の全回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と法律知識を活かし、専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言などを行っております。また当事業年度に開催された、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬等検討委員会においては、役員的人事・報酬の審議に携わり、客観的・中立的立場から適宜必要な助言・提言を行いました。
監査役 介川 康弘	2022年6月24日就任以降、当期開催の取締役会13回の全回、監査役会10回の全回に出席し、鉄鋼メーカーでの経験と知見を活かし、当社の経営全般の監視と適宜・適切な発言を行っております。
監査役 宗岡 徹	当期開催の取締役会17回の全回、監査役会14回の全回に出席し、公認会計士および大学教授としての豊富な経験と知見を活かし、当社の経営全般の監視と適宜・適切な発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	66百万円
当社および当社の連結子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	81百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社および一部の連結子会社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく、減免申請書に対する合意された手続に係る報酬、新フロントシステム構築における事前レビューに係る報酬、サイバーセキュリティ外部調査に係る報酬等であります。
3. 当社の重要な子会社であるビナ・キョウエイ・スチール社、キョウエイ・スチール・ベトナム社、米国共英製鋼会社、ピントン・スチール社、ピントン・メタル・プロセッシング社、ベトナム・イタリー・スチール社、チャー・バイ・インターナショナル・ポート社、ビナ・ジャパン・エンジニアリング社、アルタ・スチール社およびメイプル・リーフ・メタル社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の報酬等の額について、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手、それらの報告を受けるほか、従前の監査活動・報酬の実績等を検証、当期の監査計画の概要・職務執行体制による報酬見積もり等の相当性を確認し、総合的に検討した結果、監査品質の維持向上を図るための適切な水準であると判断し、同意いたしました。

(4) 解任または不再任の決定の方針

当社においては、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人の適格性、独立性の点で当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合等には、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、上記体制につき以下のとおり決議しております。

① 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書については、社内規程に従い適切に保存・管理することとし、必要に応じて規程の見直し等の運用の検証を行う。

② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 平時は、取締役会において中期経営計画、年度経営計画を策定し、月次・四半期・年度決算のサイクルによる損益管理を実施、事業環境の変化に迅速に対応する。
- ロ. 予想される主要なリスクに対して、各所管部署において規程・体制を整備するとともに、必要に応じてマニュアルの作成、研修会の実施等を行う。
- ハ. 各所管部署におけるリスクマネジメントおよびコンプライアンス推進の実効性を高め、また重大な災害、事故、違法行為等の発生時における対応体制を強化するため、「リスク・コンプライアンス部会」を設置する。

③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制ならびに当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会が取締役の職務執行を監督するとともに、監査役が取締役の職務執行を監査する体制を基本とし、これらの体制が効率的に機能するために以下の体制を整備する。

- イ. 取締役会で意思決定を行う事項、経営会議で審議する事項を、それぞれ取締役会規程・経営会議規程に定める。
- ロ. 執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能と執行機能とを分離することにより、監督機能の実効性と業務執行の効率性を高める。
- ハ. 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲を行い、各職責の責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

④当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長に直属する部署として監査部を設置、定期的に業務監査を実施し、執行役員・使用人の職務執行を監査する。また、違法行為の発生を防止するため、「リスク・コンプライアンス部会」は以下のコンプライアンス・プログラムを実施する。

- イ. リスク・コンプライアンス部会は、コンプライアンスに関する諸規程・教育計画の策定と周知・啓発を行い、違反またはそのおそれがある場合の調査および是正措置等を行う。
- ロ. コンプライアンスに関する疑義が生じた場合に、執行役員・使用人がリスク・コンプライアンス部会に相談もしくは内部通報できる「コンプライアンス相談窓口」を設置する。
- ハ. 万一コンプライアンスに違反する事態が発生した場合には、その内容・対処案がリスク・コンプライアンス部会を通じて取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社および子会社は当社グループの経営理念・行動指針に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行うとともに、業務の運営方針等を社員に対し周知・徹底する。
- ロ. 当社は子会社の管理に関して「関係会社管理規程」において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。
- ハ. 各子会社に監査役を派遣し、内部統制に関する監査を実施するとともに、当社監査部が内部監査を定期的に実施し、指導・助言を行う。
- 二. 各子会社の事業内容・規模に応じて、当社に準じたコンプライアンス・プログラムの整備を求める。
- ホ. 上記イ～二に基づく具体的な体制は以下のとおりとする。
 - i) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
所管部門は、各子会社における事業計画、重要な業務方針、決算等、当社の連結経営上または各子会社の経営上の重要事項について、子会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。
 - ii) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
所管部門は、各子会社におけるリスク管理状況について、各子会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。
 - iii) 子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
所管部門は、各子会社の業務運営ならびにマネジメントに関する支援を行う。

- iv) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

所管部門は、各子会社における法令遵守および内部統制の整備・運用状況について、各子会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各子会社においてコンプライアンスに違反するおそれのある事態が発生した場合には、その内容・対処案が当社の所管部署を通じて取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および子会社は、金融商品取引法の定めに従い、市場への説明責任を果たし投資家からの信頼を確保するために、財務報告に係る内部統制システムを整備し、その有効かつ効率的な運用および評価を行う。

⑦監査役の監査に関する事項

- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- i) 監査役からその職務を補助すべき使用人の配置を求められた場合、取締役は監査役と協議のうえ、専任または監査部門を兼任する使用人を配置するものとし、監査役は当該使用人を指揮することができる。
- ii) 上記使用人の人事異動および人事考課等については、監査役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。
- iii) 上記使用人は、監査役会の作成する監査方針に従って職務を行うものとする。

- ロ. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、ならびに報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- i) 当社の取締役、執行役員、使用人および子会社の取締役、使用人は、職務の執行状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について適時・適切に監査役または監査役会に報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議等において報告し、監査役と情報を共有する。
- ii) 監査役に報告を行った当社の取締役、執行役員、使用人および子会社の取締役、使用人に対し、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

ハ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i) 監査役は、取締役会・経営会議等の重要会議に出席し、経営上の重要情報について報告を受けるとともに、決裁書類等の業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。
- ii) 監査役会は、代表取締役と適宜会合をもち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- iii) 監査役は、必要と認めた場合、監査部に対して内部監査結果の報告を求めることができる。
- iv) 監査役は会計監査人と定期的に意見交換を行い、必要に応じ、補助者として、弁護士、会計士その他の外部専門家等に依頼することができる。
- v) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をした場合は、当社は当該請求に係る費用または債務を速やかに処理する。また、緊急または臨時に支出した費用については、監査役は、事後的に当社にその償還を請求することができる。

⑧反社会的勢力排除に向けた体制

- イ. 当社および子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断することを基本方針とする。
- ロ. 反社会的勢力からの不当な圧力、要求に対して毅然とした態度で臨み、断固として拒絶する。
- ハ. 警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書については、「情報管理基本規程」等に基づいて適切に管理し、「文書管理規程」に従って保存・管理を行い、運用状況については監査対象としております。

②当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「経営計画管理規程」に基づき、経営計画の作成および毎月の取締役会・経営会議での計画進捗状況の報告、損益管理を実施しております。

また、当社グループの事業をとりまくリスク全般についてのマネジメントに関する基本事項を定める規程として「リスクマネジメント規程」を制定しており、事業上の重要リスクを経営の観点で統括する機関として「リスクマネジメント委員会」を設置、当該委員会の下部組織として、特に内部統制やコン

プライアンス上のリスクマネジメントを統括する「リスク・コンプライアンス部会」を設置しております。

品質に関する事項については「品質管理規程」に定めるとともに「中央品質管理委員会」を設置するほか、その他の主要なリスクについても各種規程を制定、「中央安全衛生委員会」「中央環境委員会」を設置する等、リスク管理体制を整備しております。

情報漏洩等のリスク対応として、情報の適正管理・保護を目的とした「情報管理基本規程」を制定し、リスクの軽減に努めております。

また、第三者との取引上の紛争の発生を未然に防止し、円滑な契約履行を期することを目的とした「契約管理規程」を制定し、リスクコントロールを行っております。

- ③当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制ならびに当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当事業年度においては取締役会を17回開催し、取締役会による取締役の職務執行の監督を行っております。また、「取締役会規程」「経営会議規程」「執行役員規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」の定めに従い、職務執行の効率化と意思決定の迅速化を図っております。

- ④当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「内部監査規程」を制定し、監査部が当社の本社および各事業所に対する内部監査を定期的を実施しております。また、事業上の重要リスクを経営の観点で統括する機関として「リスクマネジメント委員会」を設置し、当該委員会の下部組織として、特に内部統制やコンプライアンス上のリスクマネジメントを統括する「リスク・コンプライアンス部会」を設置しております。併せて、「コンプライアンス相談窓口」を設置するとともに、社員のコンプライアンス意識向上を目的とし、「コンプライアンス・マニュアル」「コンプライアンスカード」「ハラスメント防止ハンドブック」の配布や、定期的なコンプライアンス研修等を実施しております。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」において、関係会社から当社への協議・報告事項を定めており、これに基づいた適切な協議・報告が行われております。また、当社グループ間の事業戦略の共有、連携強化を目的とした「グループ・マネジメント・カンファレンス」を実施しております。

関係会社の管理体制向上のため、リスクマネジメントの要点を記載した「関係会社マネジメントハンドブック」を作成し、海外関係会社も含めて周知・展開を行っております。併せて、当社監査部による子会社の内部監査を定期的実施しており、適切な指導・助言を行っております。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制規程」を制定しており、当社監査部が当社グループの財務報告に係る内部統制の整備評価・運用評価を実施しております。

⑦監査役の監査に関する事項

監査役は取締役会・経営会議等の重要会議に出席しており、当社グループにおける業務の重要事項は「監査役または監査役会への報告に関する規程」に基づき、適時・適切に監査役へ報告されております。

また、当社監査部は、当社グループにおける内部監査結果および財務報告内部統制の整備運用状況について、定期的に監査役会に報告しております。

監査役と代表取締役・取締役等との会合や、監査役と会計監査人との意見交換は、適宜実施されております。

⑧反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力との関係断絶について「コンプライアンス・マニュアル」に規定し、これを当社グループ社員全員に配布、周知徹底を図っております。また、全社的な方針として「反社会的勢力排除に関する対応要領」を制定し、当社グループ各社に周知・展開を行っております。

万一何らかの問題が生じた場合は、本社人事総務部が当社グループ全体の統括部署となり、当社グループ各社および当社各事業所の総務担当部署が対応することとしております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業活動を通じて企業価値を高めることが株主への最大の利益還元であると考えております。配当金については、長期的観点から事業成長と企業体質の強化に必要な内部留保を確保しつつ適切な水準の株主還元を実施する所存です。具体的には、「連結配当性向年間25～30%、ただし1株当たり年間配当の下限は30円」を目途として配当することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、従来予想より5円増配し、1株当たり65円（うち5円は創立75周年記念配当）といたします。これにより、既に実施しました中間配当15円と合わせて、年間配当金は80円とさせていただきます。

次期の1株当たり配当金については、中間配当15円、期末配当55円の年間70円を予定しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	210,591
現金及び預金	57,746
受取手形	725
売掛金	60,539
電子記録債権	20,092
商品及び製品	37,040
原材料及び貯蔵品	30,476
その他	4,266
貸倒引当金	△293
固定資産	127,123
有形固定資産	
建物及び構築物	24,754
機械装置及び運搬具	41,312
土地	31,187
建設仮勘定	3,108
その他	1,833
無形固定資産	
のれん	829
その他	3,164
投資その他の資産	
投資有価証券	14,065
長期貸付金	243
退職給付に係る資産	3,983
繰延税金資産	731
その他	1,949
貸倒引当金	△36
資産合計	337,713

科目	金額
負債の部	
流動負債	99,635
支払手形及び買掛金	16,370
電子記録債務	2,623
短期借入金	58,342
一年内返済予定の長期借入金	4,235
未払法人税等	1,604
賞与引当金	966
その他	15,494
固定負債	
社債	10,000
長期借入金	26,960
繰延税金負債	3,636
再評価に係る繰延税金負債	2,394
退職給付に係る負債	3,344
その他	1,570
負債合計	147,539
純資産の部	
株主資本	162,030
資本金	18,516
資本剰余金	19,716
利益剰余金	125,499
自己株式	△1,700
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	2,190
繰延ヘッジ損益	109
土地再評価差額金	4,536
為替換算調整勘定	7,559
退職給付に係る調整累計額	3,264
非支配株主持分	10,487
純資産合計	190,174
負債純資産合計	337,713

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	18,516	21,114	114,130	△1,700		152,059
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当			△1,738			△1,738
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			13,108			13,108
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動		△1,398				△1,398
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	－	△1,398	11,369	－		9,971
当 期 末 残 高	18,516	19,716	125,499	△1,700		162,030

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	843	△186	4,536	3,541	2,162	10,896	12,734	175,689
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△1,738
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								13,108
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動								△1,398
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,346	294	－	4,018	1,102	6,761	△2,247	4,514
連結会計年度中の変動額合計	1,346	294	－	4,018	1,102	6,761	△2,247	14,485
当 期 末 残 高	2,190	109	4,536	7,559	3,264	17,657	10,487	190,174

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

共英製鋼株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中畑 孝英
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大東 俊介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、共英製鋼株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、共英製鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	107,439
現金及び預金	32,323
電子記録債権	14,540
売掛金	31,677
商品及び製品	15,076
原材料及び貯蔵品	9,631
前払費用	228
短期貸付金	3,744
未収入金	464
その他の	110
貸倒引当金	△353
固定資産	85,607
有形固定資産	42,970
建物	6,144
構築物	1,899
機械及び装置	15,037
車両運搬具	58
工具、器具及び備品	489
土地	19,082
建設仮勘定	260
無形固定資産	1,653
借地権	60
ソフトウェア	1,571
その他の	22
投資その他の資産	40,985
投資有価証券	3,349
関係会社株式	30,117
出資金	44
関係会社出資金	6,694
従業員に対する長期貸付金	10
関係会社長期貸付金	300
長期前払費用	254
繰延税金資産	34
その他の	218
貸倒引当金	△35
資産合計	193,046

科目	金額
負債の部	
流動負債	23,813
電子記録債務	2,314
買掛金	9,209
一年内返済予定の長期借入金	2,954
未払金	4,843
未払費用	806
未払法人税等	420
預り金	534
前受収益	4
賞与引当金	509
その他の	2,222
固定負債	33,276
社債	10,000
長期借入金	20,811
再評価に係る繰延税金負債	2,394
退職給付引当金	3
その他の	68
負債合計	57,089
純資産の部	
株主資本	130,690
資本金	18,516
資本剰余金	21,356
資本準備金	19,362
その他の資本剰余金	1,995
利益剰余金	92,661
利益準備金	453
その他の利益剰余金	92,209
圧縮積立金	28
特定災害防止準備金	17
別途積立金	25,000
繰越利益剰余金	67,164
自己株式	△1,843
評価・換算差額等	5,267
その他の有価証券評価差額金	731
土地再評価差額金	4,536
純資産合計	135,957
負債純資産合計	193,046

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売	上	139,897
売	上	119,374
売	上	20,523
販	費	9,212
営	業	11,311
営	業	
	受	64
	受	1,473
	不	66
	為	29
	そ	121
営	業	
	支	86
社	債	26
そ	の	26
	の	
経	常	12,926
特	別	
	固	44
	受	361
	そ	6
特	別	
	固	223
	事	232
	貸	303
	関	5,450
	所	0
税	引	7,129
法	人	606
法	人	△103
当	期	6,626

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金					
	資 本 金	資 本 金	そ の 他 本 金	資 本 金	利 益 金	そ の 他 利 益 金	利 益 金	利 益 金	利 益 金	利 益 金
	資 本 金	資 本 金	資 本 金	資 本 金	利 益 金	利 益 金	利 益 金	利 益 金	利 益 金	利 益 金
	資 本 金	資 本 金	資 本 金	資 本 金	利 益 金	利 益 金	利 益 金	利 益 金	利 益 金	利 益 金
当 期 首 残 高	18,516	19,362	1,995	21,356	453	32	17	25,000	62,272	87,774
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△1,738	△1,738
当期純利益									6,626	6,626
圧縮積立金の取崩						△4			4	-
特定災害防止準備金の積立							0		△0	-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△4	0	-	4,892	4,888
当 期 末 残 高	18,516	19,362	1,995	21,356	453	28	17	25,000	67,164	92,661

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,843	125,802	△95	4,536	4,441	130,243
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△1,738				△1,738
当期純利益		6,626				6,626
圧縮積立金の取崩		-				-
特定災害防止準備金の積立		-				-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			826	-	826	826
事業年度中の変動額合計	-	4,888	826	-	826	5,714
当 期 末 残 高	△1,843	130,690	731	4,536	5,267	135,957

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

監査報告書

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

共英製鋼株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中畑 孝英
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大東 俊介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、共英製鋼株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示

することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および事業所に係る業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の運用状況を監視および検証しました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書ならびに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

共英製鋼株式会社 監査役会

常勤監査役	前田豊治	Ⓔ
監査役	市原修二	Ⓔ
社外監査役	介川康弘	Ⓔ
社外監査役	宗岡徹	Ⓔ

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内略図

開催日時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時

開催場所

一般社団法人クラブ関西
2階ホール

大阪市北区堂島浜一丁目3番11号



交通機関

- 京阪中之島線
渡辺橋駅 から 徒歩約3分
- 京阪中之島線
大江橋駅 から 徒歩約5分
- 大阪メトロ四つ橋線
肥後橋駅 から 徒歩約5分
- JR東西線
北新地駅 から 徒歩約5分
- JR
大阪駅 から 徒歩約10分
- 京阪本線・大阪メトロ御堂筋線
淀屋橋駅 から 徒歩約10分
- 大阪メトロ御堂筋線
梅田駅 から 徒歩約15分



◎ お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



株主総会ご出席株主様へのお土産は取り止めとさせていただきます。
何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。